東京家政学院筑波女子大学紀要第５集　(39) ～ (56) ページ　2001年

# 下伊勢畑村にみる明治九年那珂一揆の背景

吉田俊純

## Why the 1876 Peasant Uprising in Naka County Occured

YOSHIDA Toshizumi

**Abstract**

Kidota Siro contended that the main demand of peasant uprising in Naka was to ask for postponement of payment of rice tax (kokudai), not to oppose the amendment of field tax (chisokaisei). This paper analises its background with the example of Shimoisehata village. This region produced paper and tabaco as special products, because they could not produce enough rice. Thus, this region was economically weak, so it never completely recovered from the devastation before the Tenpo era. After abolishing the Han in 1871, this region lost the protection of the Han government. The Meiji government operated the policies of modernization. It meant tax increases, the burdens increased, and the economy of villages that were linked with the international markets under the principle of free competition, fell into the deep depression. Many farmers faced a crisis. In November 1876, the survey for the amendment of field tax was finished, so the area of field in this village increased 38 %. Farmers were deeply affected by the tax increase. At that time, it was necessary to pay the rice tax. Ibaraki prefecture ordered that they must pay a higher rate than the current one. Thus farmers rebelled because of the rice tax at first. As a result, they denied all policies of modernization by Meiji government including the amendment of field tax, as they expressed "Work for Tokugawa" (Tokugawa goyou).

## 一　問題の所在

明治九年（一八七六）に茨城県那珂郡に起きた一揆の研究の嚆矢をなしたのは、木戸田四郎である。木戸田は、山間の特産物生産地帯であったこの地域は、商品生産の発展の結果、幕末期までに農民層分解が生じ、富農層が出現するに至ったととらえている。それ故に、「一揆の中心勢力は富農とそれに率いられた一般農民であると論じ、一揆は富農層が指導したと理解している。[1]

また一揆の原因に関しては、明治五年（一八七二）六年の風水害と九年の旱魃のうえに、維新政府による諸負担の増加を指摘するが、その中心に論じられたのは、石代納の問題である。すなわち、明治八年の石代納の改正によって、年内納入分六割は前年の平均米価で計算され、その過不足は翌年二月の納期に清算されることになった。ところがこの地域では、明治九年の米価は前年よりも四二パーセントも下落したために、これが非常な負担荷重になったと論じるのである。しかし、木戸田は後にふたたび、「維新政府樹立以来新に賦課された諸負担は、耐え難いものでありこれらの不満が、農民を一揆にむかわせたのである」と指摘し、原因は石代納ばかりではないと強調するが、諸負担の内実は明らかにされていない。また維新以来の新たな諸負担に原因を求めた結果、木戸田は「地租改正反対一揆」ととらえられてきたこの一揆を、改めて検討するよう求めているが、地租改正がこの地域に及ぼした影響に関しての分析はない。[2]

その後の成果を集大成したのが、『茨城県史』[3]である。同書には農村構造に関する分析はないが、一揆の経過を簡潔に叙述している。そこでは、「こうした自然災害によってうちひしがれていた農民の間に、地租改正による新しい課税方式は、この上なく重い負担となって映った」と、一揆が地租改正事業のさなかに起きたことを重視している。また、一揆勢の結集は、「氷の沢村の某が、隣村長沢村からの申し送りだといって、上小瀬村の小林彦衛門へ石代納の延納をはかろうと伝言して来た」ことから始まったと論じ、一揆の原因として石代納の問題を大きくとらえている。

『水戸市史』[4]の記述はより簡単であるが、「石代納の引下げを直接の要求とし」と、一揆が石代納の問題から発生したと認めている。そして、地租改正との関わりについては、「費用負担の官費化や地価算定基準の見直し等を主張し」たのみであるが、「地租改正強行の過程で発生し、全国に波及することによって地租率の引き下げによる農民負担の大幅な軽減という結果をもたらした」ので、「地租改正反対一揆」と評価されてきたと述べている。

概略、右のようにこの一揆は論じられてきたが、そこで私は三点の疑問を持つ。第一に山間の特産物生産地帯であったこの地域で、次代を展望するような経済的発展など、およそ期待できない点である。たとえば、水戸藩は天保検地のときに一一万石ほど実高を減少させたが、山間の村むらはほかの地域よりも減石率が高かった。[5]第二に、石代納値段の翌年清算の問題が一揆の直接的な原因と認められているが、私がなぜこの時期にこの地域で一揆が起きたのかを考えるとき、この問題はそれほど大きな位置を占めえないと思えてくるのである。たしかに史料には、石代延納願の申継ぎがなされて一揆勢は結集を始めたと書かれているが、[6]第三に、なぜこの一揆を地租改正反対一揆と命名することにこだわるかである。

疑問の中心は第二点にある。なぜ、この時期にこの地域で一揆は起きたのか。この一揆は農民千数百人が水戸に向かって出発し、

途中の石塚で県の派遣した部隊と武力衝突したのみではなかった。「徳川御用」[7]と、維新政府を全否定して村むらに結集を呼びかけたのであった。なぜかくも高揚しなければならなかったのか。

食糧を自給できない特産物生産地帯にとって、米価の下落は多分にプラスの要素を持っている。むしろ石代の清算が問題となるとしたら、米作地帯のほうがふさわしいのではないか。また、「明治九年地租金第一期皆納日限村名帳」[8]を見る限り、怠納はこの地域よりも茨城郡、鹿島郡、那珂郡南部のほうが多いように思われる。同じく貧困に苦しむ農村であったとしても、一揆の発生した地域はそれとまた違って、九年に至るまでに急速に激化させる要因が育っていたのではないか。

それ故に、なぜこの時期にこの地域で一揆が起きたかを理解させるためには、もっとほかの要因が考えられなければならない。そのためには、この地域はどのような歴史性を有していたのか、どのような現状にあったのか、地租改正はどのような影響を与えたのかが、具体的に明らかにされなければならない。

右の課題に答えるために、本稿では下伊勢畑村を取り上げて分析する。下伊勢畑村は、これまで一揆に参加した村とは認められてこなかったけれども、別稿[9]に記すように、この村は一揆に参加したか、少なくとも連動した動きをした村である。そのうえ一揆に参加したと認められてきた地域に隣接して、等しく山間の特産物生産の村であった。それ故に、下伊勢畑村に認められる諸問題、矛盾は、この地域全体に共通して認められる性格のものであるといえるのである。

## 二　近世の荒廃と復興

下伊勢畑村は、まだ村方が相対的に安定していた享保期に、村高本郷分一一〇一石二〇六、新田分一五〇石二六三、合計一二五一石四六九の村であった。田畑の構成比は、本郷分で九二パーセントが畑方で、新田分でも九〇パーセントが畑方であった。農家は表１にみるように、享保四年（一六一九）には本郷分で二一七軒あった。このほかに新田分に二六軒あり、神官が二軒あったであろうから、二四五＋αの農家があったことになる。なお、（ともに六石余の田畑を所持していた）。さらに無高の水呑などがいたであろうから、このほかに寺院が二つあった。正確に何軒の農家があったかは不明であるが、二五〇軒としても、一軒当たりの持高は五石ほどである。この数値は、水戸領の農家の持高の平均は7石であるから、かなり低いものである。下伊勢畑村は、山間の畑方農村として、煙草を中心とする特産物生産で栄えていたのである。[10]

**表１　享保４年本郷分農民階層**

| 持高 | 人数 | 人数 | % |
|---|---|---|---|
| 24～27 | 2 | 6 | 2.8 |
| 21～24 | 0 | | |
| 18～21 | 1 | | |
| 15～18 | 3 | | |
| 12～15 | 4 | 51 | 23.5 |
| 9～12 | 17 | | |
| 6～ 9 | 30 | | |
| 3～ 6 | 88 | 160 | 73.7 |
| 0～ 3 | 72 | | |
| 合計 | 217 | 217 | 100 |

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村亥年指銭帳」(1749) より作製。神官２名は除いた。

表１の享保四年（一六一九）の階層構成をみると、特産物生産で栄えていたので内実は違っていたはずであるが、持高でみる限り、ほとんどが下層農民である。一方、一五石以上の上層農民も六人いる。しかし、この後、特産物生産地帯であったために強烈な収奪を受けて、激しい荒廃に襲われた。その結果、上層農民といえるものがいなくなっただけでなく、農家軒数も激減した。それを天保一三年（一八四二）の検地の結果で確認しよう。

天保一三年（一八四二）の検地野帳によると、村高は三六九石二二七である。農家は八五軒認められる。ほかに神官が二軒と寺院が一つある。正規の検地帳は三冊のうち一冊しか残されていないので集計できないが、それをまとめなおした名寄帳が残っている。それによれば、村高は三七八石五五四である（表４参照）。実に享保期の三〇パーセントしかない。なお、九六パーセントが畑方である。農家は九七軒、ほかに神官が二軒と寺院が一つある。神官は田畑を所持しているから、農業を営む家は九九軒である（表２～４参照）。野帳に比べて一二軒多いが、これは検地のときに新たに取立てたものとみなせる。それでも、享保期の四〇パーセントにしかすぎない。

**表２　天保検地農民階層**

| 面積（反） | 人数 | % |
|---|---|---|
| 5～10 | 43 | 43.4 |
| 0～ 5 | 56 | 56.6 |
| 計 | 99 | 100 |

下伊勢畑区有文書、名寄帳（387～388）より作製、含神官。

**表３　天保検地農民階層**

| 持高（石） | 人数 | % |
|---|---|---|
| 6～9 | 4 | 4.0 |
| 3～6 | 63 | 63.6 |
| 0～3 | 32 | 32.3 |
| 計 | 99 | 100 |

表２と同じ。含神官。

農民階層を面積でみたのが表２であり、石高でみたのが表３である。いずれをみても荒廃の結果、面積で二町以上、石高で一五石以上の上層農民といえる経営をしているものはなく、みな中下層農民である。しかも表２にみるように、五反未満の下層農民が半分以上である。

検地前後の確認できるもっとも近い年である、天保一二年（一八四一）と弘化元年（一八四四）の年貢を比較してみよう。いずれも口米金を含んでいる。田方の年貢は一二石八九から七石五五六九と、五八・七パーセントになった。畑方は一三五両一分六〇六文から九四両二分一三四文と、六九・八パーセントになった。田畑ともに大幅な減免がなされたのである。

天保検地によって水戸藩は、多くの荒地を切り捨て、年貢を大幅に減少させた。検地の縄も緩かったに違いない。これを直接示す史料はないけれども、一つには村高の極端な減少はそのことを

**表４　天保検地田畑**

| 種類 | 面積（町反畝歩） | 高（石） |
|---|---|---|
| 本郷分 | 46. 5. 3. 24 | 366,839 |
| 新田分 | 3. 3. 1. 24 | 11,701 |
| 見取分 | 10. 9. 2. 4 | （ 47,626） |
| 計 | 60. 3. 8. 12 | （426,166） |

下伊勢畑区有文書、名寄帳（387～389）より作製。見取分の高の合計は明記されていないので、かっこをつけた。

**表５　天保検地農民階層（含見取）**

| 面積（反） | 人数 | % |
|---|---|---|
| 10～15 | 3 | 71.7 |
| 5～10 | 68 | |
| 0～ 5 | 28 | 28.3 |
| 計 | 99 | 100 |

表４と同じ。含神官。

十分に示している。さらにそれを確信させるのは、ほとんどが畑方の見取分が検地され、表４にみるように、本郷新田分の合計の五分の一に近い、一一町弱の田畑が登録されたことである。残された検地以前の史料に、見取分を確認することはできない。なかったとはいえないが、あったとしても、ごくわずかであったはずである。そのうえ後に述べるように、地租改正の丈量調査の結果は、三八パーセントもの打出であった。

見取分を加えると、農民の階層構成はかなり違ったものになる。それを表５に示した。これをみると、上層農民といえるものはいないが、中層が多く、五反以下の下層は表２と比べて半分である。正規の耕地とは認められない見取の田畑の年貢は、本途物成とはされずに浮役としてべつに上納された。したがって、それだけ安かった。農民にとって見取の田畑は経営上有利であった。しかし、その反面は正規の耕地と認められないだけに、不安定な劣悪な耕地だったのである。

天保検地によって、下伊勢畑村は大幅な減免となった。しかし、ただちに安定した農村になったのではない。さきに検地の時に一二軒取立てて、神官を含めて農家は九九軒になったと記したが、以後の小割付帳をみていくと、その達成は安政三年（一八五六）である。逆に小割付帳によれば、嘉永四年（一八五一）と明治四年（一八七一）に二軒の農家が潰れたことが確認できる。また、天保一四年（一八四三）の名寄帳には、この村の五組のうち三組に一五人分一六石二三六の、ほかに見取分にべつの三人分一石一〇一の潰人分が記載されている。小割付帳によると、これらは次第に整理されるが、なくなるのは安政五年である。これらの事実は、荒廃の激しかったこの村で、積極的に農家を取立て再興しようとしたが、十分にできなかったことを示している。しかし、ともかくも農家軒数でみるならば、安政期には一応の安定がもたらされたようにみえる。しかし、年貢をみると、そうはいえない。

表６は、幕末期の年貢をみたものである。この時期は定免制が布かれていたが、田方は弘化の不作の時に減免になった。嘉永四年（一八五一）にも減免になっている。畑方はもっと不安定で、安政年間にも年貢の減少が進行する。さらに安政以後になると、「外に御救引」が記載されるようになる。これは、年貢割付後に引かれた年貢である。

水戸藩が年貢割付後に、小割付帳に明記してさらに年貢を減免するのは、天保検地以降である。このことからも推測できるように、幕末期の水戸藩の御救政策は農村の実体に対応した、かなり充実したものであった。このほかにも各種の拝借金の制度があり、御救稗や村方留穀の制度もあった。もちろん延納も認められた。天保期の改革派の系譜をひく水戸藩尊攘派政権は、天保期以来の農村を復興させるための、きめ細かな政策を継続して実施していたのである。

天保期以来の水戸藩の御救減免政策の下、幕末期の下伊勢畑村はマイナス要因を多分に含みながらも、安定化に向かっていた。それを示すのが、慶応三年（一八六七）に実施された新田検地である。

慶応検地は、元治の内乱に尊攘派に勝利した保守派政権によって実施された。もちろん増徴を目的としていた。表７にその結果を示した。これを表４と比較すると、本郷分で面積にして三町八反五畝二七歩、高にして一四石一四二、新田分で七反六畝一五歩、一石五三、見取分で一三町二反四畝一九歩、四二石七〇二の打出であった。合計は一八町二反七畝一一歩、五八石三七四の打出となる。面積にして三〇・三パーセント、高にして一三・七パーセ

**表6　幕末維新期年貢**

| 年代 | 田(含口米) | 畑(含口金) | 夫金 | 縄 | 藁 | 稗 | 外に御救引 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 弘化元年 | 7石569 | 94両2分134文 | 6両3分831文 | 3分40文 | 870文 | 9石723 | |
| 嘉永元年 | 6. 963 | 93. □. □ | 6. 2. 743 | 1. 2 | 810 | 9. 351 | |
| 4年 | 6. 587 | 96. . 113 | 6. 2. 628 | 1. | 776 | 9. 339 | |
| 安政元年 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 780 | 9. 369 | |
| 2年 | 〃 | 95. 3. 951 | 6. 2. 619 | 〃 | 〃 | 9. 335 | |
| 3年 | 〃 | 〃 | 〃 | 999 | 〃 | 〃 | 畑7両592文 |
| 4年 | 〃 | 〃 | 〃 | 998 | 〃 | 〃 | 田2俵317合 |
| 5年 | 〃 | 91. 1. 738 | 〃 | 999 | 〃 | 〃 | |
| 6年 | 〃 | 88. 3. 892 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 田3俵203合 |
| 慶応3年 | 6. 839 | 97. 3. 381 | 6. 3. 691 | 1. 39 | 814 | 9. 710 | |
| 明治元年 | 〃 | 97. 3. 832 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 2年 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 畑5両1分1朱805文 |
| 3年 | 〃 | 〃 | 〃 | 1. 40 | 810 | 〃 | |
| 4年 | 〃 | 〃 | | 1. 39 | 814 | 〃 | |
| 5年 | 6. 843 | 98. 2. 103 | | 1. 47 | 853 | 9. 762 | |

下伊勢畑区有文書、小割付帳（1623～1650）より作製。このほかに田方に２割の延米あり。
見取分は含まない。

**表7　慶応検地結果**

| 種　類 | 本郷分 | | 新田分 | |
|---|---|---|---|---|
| | 高 | 面積 | 高 | 面積 |
| 合　計 | 380石981 | 50町3反9畝21歩 | 13石231 | 4町0反8畝 9歩 |
| 内社寺領上知分 | 3. 165 | 3. 9. 10 | | |
| 田 | 26. 229 | 2. 5. 7. 9 | 0. 910 | 1. 8. 6 |
| 内引高 | 2. 522 | 2. 0. 18 | | |
| 畑 | 354. 752 | 47. 8. 2. 12 | 12. 321 | 3. 9. 0. 3 |
| 内引高 | 30. 033 | 3. 7. 4. 0 | 2. 690 | 2. 6. 27 |

| 種　類 | 見取分 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|
| | 高 | 面積 | 高 | 面積 |
| 合　計 | 90石328 | 24町1反7畝23歩 | 484石540 | 78町6反5畝23歩 |
| 内社寺領上知分 | | | 3. 165 | 3. 9. 10 |
| 田 | 4. 345 | 7. 9. 16 | 31. 484 | 3. 3. 5. 1 |
| 内引高 | 0. 097 | 1. 4 | 2. 619 | 2. 1. 22 |
| 畑 | 85. 983 | 23. 3. 8. 7 | 453. 056 | 75. 1. 0. 22 |
| 内引高 | 1. 042 | 2. 3. 14 | 33. 765 | 4. 2. 4. 11 |

下伊勢畑区有文書「石高反別取調書上」(848）より作製。

ントの打出であった。年貢も表６にみるように、田方は〇石二五二とわずかであったが、畑方は九パーセント、九両近くも増徴された。また各種の雑年貢も増徴されている。これだけの打出と増徴が可能であったのは、一面ではそれだけこの村が安定化してきたことを示している。しかし、それがはたして適切なものであったかとなると、疑問である。

慶応の増徴は、いかなる影響を下伊勢畑村に与えたであろうか。表６をみてわかるように、明治元年（一八六八）に尊攘派政権が復活した後も、増徴分はそのまま徴収された。ところで、表７をみると、三六石余の引高が記されている。このうち、一九石四六七は農民のための屋敷免や郷蔵地などである。残りの一六石九一七は荒地である。天保検地以来二五年の間に、高にして耕地の四パーセントが荒廃化していたのである。かなりの打出ができるほどに安定化してきたとはいえ、やはり一方では不安定要因を払拭できていなかったのである。さきに明治四年（一八七一）に二軒の農家が潰れたと記したが、次節に説く諸問題もあるが、この増徴も一要因となったに違いない。

## 三　維新期の問題点

明治政府は明治二年（一八六九）五月一八日に、函館の五稜郭に楯籠った榎本武揚らが降伏し、戊辰戦争が終結すると、六月一七日に版籍奉還を聴許した。大名を知藩事に任命することによって、私領主としての側面を否定し、全国的に統一した制度の確立と、政治の運営を意図した。

版籍奉還にともない、水戸藩でも種々の改革が実施された。その一環として、従来、水戸藩は藩境の要地に関所を設けて、人と物の出入を統制していたが、これを廃止した。下伊勢畑村の近くでは、長倉に関所が置かれていたが、廃止になった。六月二二日付の布達には、次のように記されている。[11]

諸関門御廃之儀、御布告相成候処、今般知藩事ニ被レ任候旨被二仰出一候ニ付、長倉関門之儀も御廃相成候間、其村々関門御人数組、相詰候ニ不レ及候条、其旨相達、早々順達可レ被レ致候。以上

関所の廃止は、水戸藩領農村にどのような効果をもたらしたであろうか。幕末期の水戸藩の物資統制政策は、藩外のほうが物価が高かったので、藩境の関所で流出を阻止することに力点が置かれた。しかし、統制は効かずに苦しめられた。[12]水戸藩は統制の要の関所を廃止したから、特産物のようなもともと領外向けに生産されていたものは例外として、多くの物資が大量に領外に流出するようになったであろう。そのために次に、特産物以外の米価に代表される諸物価が値上りしたに違いない。特産物生産地帯は食料を自給できなかった。米価をはじめとする穀物価格の上昇は、ただちにこの地域の人びとの生活を直撃したはずである。

明治四年（一八七一）七月一四日には、廃藩置県となった。廃藩は、水戸藩の御救政策の全面的な廃止を意味した。以後、旧水戸藩領農村では、年貢減免は減り、特に割付後の御救引はなくなる。拝借金は返納を要求され、御救稗の制度もなくなり、蓄穀も村方の管理に任された。いまだに荒地が漸増し、潰百姓の生じる不安定な村であった下伊勢畑村にとって、藩政府の保護政策を失ったことは、大きな痛手であったに違いない。

明治政府の諸施策が、すべてマイナス要因であったのではない。

表6にみるように、明治四年（一八七一）からは夫金が廃止になった。これも村方の史料で確認できる。[13]

下いセ畠村

辛未年

一金六両三分永百七十三文　夫金

村高三百四拾六石壱斗三升八合

右は辛未年免除相成候雑税、書面之通相違無二御座一候。以上

二月

また、表6には縄・藁・稗の諸雑税がある。これは明治六年（一八七三）の小割付帳[14]にも確認される。下伊勢畑村では七年の小割付帳が欠けているが、八年[15]のにはなくなっているから、七年ころにこれらの雑税も廃止になったのである。

明治政府は諸雑税を整理した。このことは負担を軽くしたことを意味しない。逆に明治六年（一八七三）二月からは民費が賦課されたし、学制・地租改正にともなう費用の負担や作業、徴兵令による労働力の徴発などが加わった。

また明治四年（一八七一）以降、明治政府は農民に対して封建的な諸制限を撤廃していった。すなわち、明治四年九月の田畑勝手作の許可であり、五年二月の田畑売買の許可であり、八月の兼業の許可であり、六年七月の地租改正条例による土地私有権の公認である。これら一連の政策は、封建的な束縛からの解放を意味するが、見方を変えれば、底知れない自由競争の坩堝のなかに農民を陥れたのである。脆弱な体質をしていた下伊勢畑村にとって、これらの政策がかならずしもプラスに作用したとは思えないのである。

## 四　不況の進行

幕末維新期の下伊勢畑村は、不安定であり、脆弱な体質であったと繰返し述べた。それでは現実に、どのような実体であったのであろうか。

表8は、明治六年（一八七三）の下伊勢畑村の物産である。米の項をみると、生産高三七石三七六であり、「貢納自用費消」と記されている。表示しなかったが、このうち貢米は八石七三三、自用費消は二八石六四三である。備考欄をみると、「外ニ米五一八石三、不足買入」とある。年間、米五四六石九四三食べたことになる。麦の項をみると、二七三石七七を生産し「自用費消」していた。そのうえに麦三四八石一九が不足していたが、粟・稗・芋などで不足を補っている。下伊勢畑村は山間の特産物生産地帯特有の主穀が不足し、買入れなければならない村であった。

主穀の購入代金はどれくらいであったのか。実はこれも表示しなかったが、米の項の備考欄の欄外に朱筆で次のように書かれている。

此代金千七百二十七両二分銭一貫六百六十七文

内金千四十三両二分生産輸出高

差引六百八十四両銭一貫六百六十七文不足

但一戸に付、七両銭一貫二百七十文

米の購入代金は一七二七両余であり、これをこの年に村から販売した輸出品の代金一〇四三両余を引くと、六八四両余の赤字になった。それは、一軒当たり七両余である。ところで、表8の米

**表8　明 治 ６ 年 物 産 取 調**

| 品目 | 生産高 | 代金等 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 米 | 37石376 | 貢納自用費消 | 外ニ米518石3　不足買入 |
| 麦 | 273石770 | 自用費消 | 外ニ麦348石19　不足　但粟稗芋等の類を以不足を補申候。 |
| 大　豆 | 65石100 | 自用費消 | 但１俵４斗５升入　１駄２俵 |
| 小　豆 | 18石860 | 自用費消 | 但１俵４斗５升入　１駄２俵 |
| 粟 | 93石 | 自用費消 | 但１俵４斗５升入　１駄２俵 |
| 稗 | 139石500 | 自用費消 | 但１俵４斗５升入　１駄２俵 |
| 小　麦 | 109石850 | 自用費消 | 同５升入　１駄２俵 |
| 芋 | 223石200 | 自用費消 | 但１俵３斗　１駄２俵 |
| 鶏 | 60羽 | | 売買なし |
| 藍 | 800貫 | 112円50銭 | 内上品300貫　但１円ニ６貫　下品500貫　１円ニ８貫 |
| 綿 | 580貫 | 自用費消 | 但１駄36貫　代金165円71銭４厘３毛 |
| 鶏　卵 | 2000 | 自用費消 | 代金６両 |
| 薪 | 23000束 | 230円 | 但１駄６束　１円ニ100束 |
| 白　楮 | 150束 | 300円 | 但１駄６束　１束４貫　１円ニ２貫 |
| 煙　草 | 2340貫 | 340円 | 但１駄36貫　内上品900貫　１束ニ５貫　下品1440貫　１円ニ９貫 |
| 栗丸太 | 3000本 | 30円 | 但長９尺　１円ニ100本 |
| 竹 | 1000束 | 25円 | 但１束１尺５寸廻　１円ニ50束 |
| 輸出代金総計 | | 1043両２分 | |

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村西諸願村扣帳」(8) より作製。両と円は同一とみなせる。合計はあわない。

の消費量は五四六石余である。表9によれば、明治五年（一八七二）の人口は六二八人で、六年は五六八人であるから、年間一人当たり一石の平均的消費量に近く、日常的にかなり米を食べていたことになる。しかし、当時の農民が日常的に米を食べていたとは考えにくい。実際は、より安い雑穀類を買っていたのではないか。麦の項に「三四八石一九、不足」とあるのは、そのことを示唆しているように思われる。しかし、公的な計算上は右の赤字額であった。

赤字は右の額にとどまらなかった。なぜならば、表8に田方の貢納分は計上されているが、畑方分はないからである。さらに民費などの諸負担があり、村入用もあったからである。

輸出品を確認しておこう。最大は煙草の三四〇円、次は紙の原料である白楮の三〇〇円、そして、薪二三〇円、藍一一二円五〇銭、栗丸太三〇円、竹二五円と続く。合計は一〇四三両二分とある。実際の合計は一〇三七円五〇銭である。当時の慣行として、円と両は同じと見てよいが、数字はあわない。それはともかく、下伊勢畑村は山間の特産物生産地帯にふさわしく、煙草・白楮の

**表９　明治初年人口**

| 年代 | 人口（男・女） |
|---|---|
| 明治４年 | 640（334・306） |
| 明治５年 | 628（328・300） |
| 明治６年 | 568（301・267） |
| 明治７年 | 567、559、564 |
| 明治８年 | 580 |
| 明治20年 | 687 |

下伊勢畑区有文書、願書留（7、8）、民費帳簿（1695、1696、1700）、地押調査史料（910）より作製。

生産を中心として、藍と林産物も輸出品としていた。本来はこれらの代金で、主穀購入と金納年貢と村入用などを賄っていたのである。明治六年（一八七三）には、それが大幅な赤字に転落していたのである。しかも、特産物の価格はこの時期、急速に下落していた。

煙草の値段が明治六年（一八七三）の初期に急落していたことは、下伊勢畑村の史料で確認できる。表8の取調は四月のものであるが、二月の書上には、次のように記されている。[16]

下伊勢畑村
当村一ヶ年産出
一煙草六拾五駄　但一俵六貫め入
　一駄三拾六貫め
上品ニ而代金五百二拾両　但金壱両ニ四貫五百め直
下品ニ而代金三百二拾四両永二百八拾六文　但壱両ニ七貫め
直

表8の煙草の単価と比べただけでも、値下りしていることが理解される。ただし、右の二月の売上げ代金は上下品とも、すべて上品ならば、すべて下品ならばの数字である。上下の割合が示されていない。これでは、正確な売上高は計算できない。ところで、六五駄で一駄は三六貫であるから、二三四〇貫生産したのである。この数値は表8と同じであり、時間的にも二か月しか離れていないので、上下の割合は同じであるとみなせる。すると、上下品の販売代金の合計は四〇五円七一銭となる。二か月で一六・二パーセントも値段が下落したのである。

その後も不況は続いた。表10は、明治八年（一八七五）一月と九年四月の下伊勢畑村の物産書上である。これをみると、稗と鶏卵が値上がりし、黍と栗丸太・竹・薪の林産物が同額のほかは、値下がりしている。とくにこの村が販売していた特産物は、表8と比べても、みな値下がりしている。煙草は、上品が一円当たり八年で一〇貫、九年で一五貫に、下品が一円当たり八年で一五貫、

**表10　下伊勢畑村物産**

| 品目 | 明治８年１月物産書上 | | 明治９年４月物産書上 | |
|---|---|---|---|---|
| 米 | 37石003 | 231円26銭 9厘 | 37石950 | 165円　銭　厘 |
| 麦 | 310. 671 | 345. 19. | 350. | 350. |
| 小麦 | 120. | 300. | 100. | 200. |
| 大豆 | 24. | 80. | 21. | 60. |
| 粟 | 155. 520 | 259. 20. | 150. | 150. |
| 稗 | 150. | 60. | 125. | 62. 50. |
| 黍 | 30. | 30. | 25. | 25. |
| 鶏 | 60羽 | | 60羽 | |
| 鶏卵 | 2000 | 6. | 2100. | 7. |
| 葉煙草 上 | 800貫 | 80. | 800貫 | 53. 33. 3 |
| 葉煙草 下 | 1600貫 | 106. 66. | 1600貫 | 80. |
| 藍 上 | 130貫 | 16. 25. | 500貫 | 50. |
| 藍 下 | 370貫 | 37. | | |
| 栗丸太 | 2000本 | 20. | 2000本 | 20. |
| 竹 | 1000束 | 25. | 1000束 | 25. |
| 薪 | 25000束 | 250. | 25000束 | 250. |
| 白楮 | 150束 | 250. | | |
| 金高計 | | 2096. 56. 9 | | 1497. 83. 3 |
| 内輸出高 | | 784. 91. | | 478. 33. 3 |

下伊勢畑区有文書、物産取調（619－14～15）より作製。

九年で二〇貫に下落した。両年とも産額の合計は六〇貫増えたが、上品が一〇〇貫減って、下品が一六〇貫増えたことも手伝って、売上代金は八年に一八六円六六銭、九年に一三三円三三銭三厘と、下落し続けた。藍も、八年に一円当たり上品で八貫、下品で一〇貫と値下がりした。産額も五〇〇貫に減少した。そのために代金は、五三円二五銭に減少した。九年は上下の区分が不明であるが、産額は八年と同じなのに代金はさらに減って、五〇円でしかない。白楮は、八年の産額は六年と同じで一五〇束であるが、代金は二五〇円と減っている。そして、九年の記載はない。これはたんなる書き落としか、廉価のために販売しなかったのか不明である。ところで、ほかの村の事例をみると、楮の値段は一円当たり、九年に二貫、一〇年に六・五八貫である。[17] 下伊勢畑村の白楮の値段は一円当たり、明治六年に二貫、八年に二・四貫である。楮と白楮、そして村の違いはあるが、九年以降、急速に下落したことが理解できる。

下伊勢畑村の収入は、年々減少し続けたのである。明治八年（一八七五）は七八四円余、九年は四七八円余にしかすぎない。それではなぜ物価は下がったのであろうか。

明治一〇年（一八七七）に西南戦争が起こり、政府がインフレ政策に転じるまでの日本は、不況下にあった。連年の大幅な輸入超過、貨幣条例による大量の金銀の流出、慢性的な政府の財政赤字である。それは、後進国日本が世界市場に組込まれた矛盾の表れである。封建的な保護を失い、国内市場と直結された下伊勢畑村は、この影響を受けていたのである。しかも、影響は国内的なものばかりではなかった。国際的な影響も受けていた。下伊勢畑村の主要輸出品の三品目で、このことを確認しておこう。

明治一〇年（一八七七）の「村費帳」の表紙の裏のページには、次のように書かれている。[18]

米国ペンシルバニア乙印　　関沢勇五郎
米国ヒクハ丙印　　檜山貞四郎
米国コンネルチカットリーフ乙印　　蓮田善三郎
米国ハヽナ丙印　　蓮田　竹彦
右煙草種四名ノモノヘ預ケ為二仕付一候也。
四月廿日

アメリカ産の品種の導入を計っているのである。このことから煙草の値段の下落の原因の一つが、優良なアメリカ産との競争に敗れた点にあることが知られる。

紙の原料である楮の値段が下落、とくに九年以降に暴落した理由は明確でないが、一つには次のように考えられる。すなわち、この時期は印刷機が急速に普及した。印刷機には和紙は向かないから、代わって洋紙が普及し始めたことである。藍はより明確に、輸入品の工業製品に破れた結果と展望できる。

明治九年（一八七六）に至るまでの下伊勢畑村は、大不況下にあった。それは、国内的な条件ばかりでなく、国際的な影響をも色濃く受けていたのである。

## 五　農民層分解

表9にみるように、この時期の下伊勢畑村の人口は減少している。とくに明治五年（一八七二）から六年にかけては、六〇人も減少した。農家軒数は幕末期の九九軒から、明治一〇年には九四軒に減っているから（表12参照）、さきに述べたように明治四年

に二軒潰れた後も、さらに三軒潰れたのである。もちろん人口減少の理由は、それだけではない。より多くの人たちが不況下、農家経営を維持するために奉公に出るなどして、村から出ていったのである。

不況下、貧窮化した農民たちは、没落の危機にあった。表11は、明治二年（一八六九）の農民階層を、本郷分と新田分の持高で示したものである。これを同じ基準によった表3の天保検地直後と比べると、等しく九石以上はいないが、六～九石層は八人増えて、一二人である。それに対して、三～六石層は三人減って六〇人、〇～三石層も五人減って二七人である。全体として上昇している。この理由の一つは、表4と7を比べてわかるように、慶応の新田検地で一五石余打出されたからである。しかし、一五石余の増加にしては、六～九石層の増大は注目される。全体に耕地が増加する一方で、耕地を集積する者が現れてきたことを暗示しているのである。

この傾向はさらに加速化して進行した。表12は、明治一〇年の農民階層を面積で示したものである。これを同じ基準によった表

**表11　明治２年農民階層**

| 持高（石） | 人数 | % |
|---|---|---|
| 6～9 | 12 | 12.1 |
| 3～6 | 60 | 60.6 |
| 0～3 | 27 | 27.3 |
| 計 | 99 | 100 |

下伊勢畑区有文書「下伊勢畠村巳田方小割付帳」(1642) より作製。畑方も含まれる。含神官。

**表12　明治10年農民階層**

| 面積（反） | 人数 | 人数 | % |
|---|---|---|---|
| 30～35 | 1 | 3 | 3.2 |
| 25～30 | 1 | | |
| 20～25 | 1 | | |
| 15～20 | 16 | 80 | 85.1 |
| 10～15 | 40 | | |
| 5～10 | 24 | | |
| 0～ 5 | 11 | 11 | 11.7 |
| 合計 | 94 | 94 | 100 |

下伊勢畑区有文書、名寄帳（415～419）より作製。含神官。

5の天保検地直後と比べると、かつてみられなかった一町五反以上の者が一九人もいる。しかも、最大は三町以上である。二町以上も合計三人いる。一町から一町五反の層も三人から四〇人と大幅に増えている。一方、一町未満は九六人から三五人に激減している。なぜこのように全員が上昇したかのような数値を示すのか。その理由は地租改正の丈量調査の結果、下伊勢畑村の耕地は、宅地も含めて一〇八町余と（表15参照）、表4の天保検地の六〇町余に比べて、一・八倍にもなっているからである。また表7にみたように、慶応検地の結果は七八町余であった。この時点で一八町余増えた。そして、丈量調査の一〇八町余と慶応検地の七八町余との差の三〇町ほどは、いわゆる隠田もしくは慶応検地後に開発された新田か、水戸藩の検地の縄の緩さかである。しかし、この村の慶応検地後、明治一〇年までの田畑の増加は、面積にして三反、高にして二石二五二にしかすぎない[19]から、この多くは水戸藩の検地の縄の緩さと認められる。

右のような事情で、かたちの上では下伊勢畑村の農民の所有す

る耕地は、全体として大幅に増加した。その結果、一町五反以下の中下層農民だけで構成されていたこの村の階層構成は、大きく変化した。下層農民は大幅に減少し、一町以上経営する農家が半数以上になった。しかも、かつて存在しなかった二町以上を経営する上層農民が出現したのである。ところで、上層農民が出現したということは、もし耕地を正確に測量した結果だけだったとしたならば、彼らの慶応の新田検地分を含めた耕地の面積は丈量調査の結果、天保期の二～三倍になったことを表５と12とは示している。はたして、そう理解してよいのであろうか。

上層になった農民の伸び率は、実際はもっと激しかった。明治一〇年（一八七七）に村内一位であったのは、三町三反八畝六歩を所持した蓮田竹彦家であるが[20]、この家の天保検地直後の所持面積は四反八畝九歩であり[21]、明治二年の持高は三石六二八であった[22]。この家は神官であり、後に伯爵になった香川景三の実家であるから、その援助があったのであろう。第二位は、二町八反六畝一二歩を所持した青木茂平家である。この家の天保検地直後の所持面積は七反二畝四歩であり、明治二年の持高は五石九一五であった。第三位は、二町二反三畝二七歩を所持した関沢二衛門家である。この家の天保検地直後の所持面積は八反七畝一四歩であり、明治二年の持高は二石六六であった。青木家と関沢家の余業などは明らかにできない。また高と面積の関係は微妙であるが、一般的に水戸藩領では、七石で一町程度である。さらに右の天保検地直後の数値には、見取分が含まれているが、明治二年のには含まれていない。また両年ともに水戸藩の検地の縄の緩さが含まれている。それ故に正確な比較はできないが、それにもかかわらず、三家は天保検地直後または明治二年と比べて、三倍から六倍になったとみこめる。彼らは、実際に耕地を拡大したのである。

天保検地直後と明治二（一八七七）年に、下伊勢畑村の田畑屋敷を所持する村外の者はいなかった。明治一〇年には、水戸下市の佐久間為之が畑一反五畝一二歩を所持しているのみである。明治一〇年になっても、この村の耕地は、ほとんどすべてこの村の農民が所持していた。それ故に、一見、いかに表12が表５と11と比べて、全農民が上昇しているかのような印象を与えようとも、内実は違っていたのである。すなわち、明治になってから急速に上昇する者と、五軒潰れたように貧窮化して没落する者と、農民層分解が始まっていたのである。それも前節までに説いた現実からいって、これは貧窮分解といえるものである。

貧窮分解を始めた下伊勢畑村の土地は、急速に村外の者の手に渡っていった。畑は一反余にしか過ぎなかったことはすでにみたが、この現象は山に顕著に現れた。近世の山の所有状況を明らかにすることはできないが、明治六年（一八七三）の段階では、この村の山を所持する村外の者は、近村の在町である野口村の七人で、面積は合計で一町五反一畝二〇歩にしか過ぎなかった[23]。これに対して、明治一〇年には野口村の七人が二町五反九畝八歩を所有している。野口村の七人も所有を増やしたが、さらに注目されるのは、常磐村（現水戸市）の二人と水戸下市の二人が新たに加わり、その合計は一四町二〇歩にも達することである。明治一〇年にはこの村の農民の所持した山六五町二反三畝一二歩[24]のうち、一六町五反余が他村の者の所有となっていた。しかも、そのほとんどの一五町余は、六年以降に売られたのである。貧窮化したこの村では、土地・金融を村内では処理できなくなった。そのために、村外の者が土地集積を始めるようになったのである。

下伊勢畑村の農民がいかに苦境にあったか、表13で確認しておこう。この表は明治一一年（一八七八）の村高による階層構成と、

**表13　明治11年農民階層等級**

| 持高（石） | 上 | 中 | 下 | 計 | % |
|---|---|---|---|---|---|
| 14～15 | 1 | | | 1 | 1.1 |
| 13～14 | | | | | |
| 12～13 | | | | | |
| 11～12 | | | | 1 | 1.1 |
| 10～11 | 1 | | | | |
| 9～10 | | | | | |
| 8～9 | 4 | 2 | | 16 | 17.0 |
| 7～8 | 3 | | | | |
| 6～7 | | 7 | | | |
| 5～6 | 9 | 11 | 4 | 58 | 61.7 |
| 4～5 | 7 | 12 | 4 | | |
| 3～4 | | 7 | 4 | | |
| 2～3 | | | 4 | 18 | 19.1 |
| 1～2 | | | 5 | | |
| 0～1 | | | 9 | | |
| 計 | 25 | 39 | 30 | 94 | 100 |

下伊勢畑区有文書「明治十一年七月ヨリ十二月迄諸差銭割出元帳」（1914）より作製。含神官。

経済的貧富の度合いを三段階に分けて示した。ただし、村高のうち対象になっているのは四五〇石九九であり、三三石五五は引高になっている。引高の基準は明示されていない。また、貧富の度合いは持高のみでは決まらない。余業や家族構成などの、ほかの要素も加味されなければならない。それにもかかわらず、一〇石以上は二人とも経済的に上であり、六石未満になると下が現れる。とくに三石未満はみな下である。全体に下は三〇人と、三一・九パーセントを占める。そして、見落してならない点は、これは一般的には不況を脱した明治一一年の数値であることである。不況下にあっては、これに倍する経済的に「下」の者がいたとしても、なんら不思議ではない。

## 六　増税の流れ

下伊勢畑村は、不況下、貧窮分解を始めていた。それにもかかわらず、明治六年（一八七三）ころまでに諸負担が荷重されたことは、すでに述べた。それに続いたのが、増税の流れである。明治六年に明治政府は、関東の畑方年貢が安かったので、倍増させた。ただし、旧水戸藩領は天保検地の時に倍増されていたので、七〇パーセント増に押えられた。しかし、畑方に七〇パーセントの増税が実施されたのである。

表14に明治六年（一八七三）から一〇年までの年貢を示した。ただし、明治六年の分には畑方の新田分が入っていない。そのために六年の畑方の合計は、表より四貫弱多くなる。これを表6と比較すると、明治五年の畑方は九八両余である。これには見取分が入っていない。したがって、表14では、見取分は大縄場分と改称されて記されている。したがって、六年の数値で五年の畑方に相当する本郷・新田分の年貢は、永一六五貫余＋四貫弱である。両と永の貫とは同じであるから、たしかに畑方は七〇パーセント増税になったのである。増税は田方でも実施された。表6の明治五年の田方の年貢は、六石八四三であった。これは口米を含めた分だけである。水戸藩の年貢制度では、この額に二割の延米を加えて上納させていた。表6の数値は、この延米を含んでいない。延米を含めた実際に上納した年貢高は、八石二一二である。一方、五年までは見取分が入っていないから、六年の相当する年貢高は九石七一である。したがって、田方も増徴されたのである。しかも、表14はこの増徴を維持・拡大しようとしたことを示している。田方はこの間、大縄場分を含めてであるが、最低でも九石五以上で五年

**表14　明 治 初 年 租 税**

| 年　代 | 種　類 | 田方 口米共 | 田計 計立 | 畑方 口金共 |
|---|---|---|---|---|
| 明治６年 | 貢 米 永 | 8石092 | 9石710 | 165貫676文5分 |
| | 大縄場分 | 0. 410 | 0. 493 | 15. 959. 7 |
| | 計 | 8. 502 | 10. 203 | 181. 636. 2 |
| 明治７年 | 貢　米 | | 9. 171 | |
| | 大縄場分 | | 0. 493 | |
| | 計 | | 9. 664 | |
| 明治８年 | 本 郷 分 | 7. 549 | 9. 059 | 168円81銭8厘 |
| | 大縄場分 | 0. 325 | 0. 390 | 14. 94. 1 |
| | 新 田 分 | 0. 094 | 0. 113 | 3. 86. 9 |
| | 計 | 7. 968 | 9. 562 | 187. 62. 8 |
| 明治９年 | 貢 米 金 | | 9. 562 | 187. 28. 8 |
| | 社寺上知分 | | 0. 528 | 89. 1 |
| | 計 | | 10. 090 | 188. 17. 9 |
| 明治10年 | 貢 米 金 | | 10. 089 | 188. 17. 9 |

下伊勢畑区有文書、貢米金取立帳（1687～71、1701、1704、1708、1710）、小割付帳（1649－1、1657）より作製。計立とは延米を含めたもの。明治６年の畑方は新田分を含まない。

以前より重いし、畑方はわずかながらとはいえ、社寺上知分が加わったせいもあるが、漸増傾向にある。一般に廃藩後は、藩権力の直接的な統制が失われ、一方、農民の力は一揆の多発に示されるように強かった。そのために、政府の年貢収納は減少傾向にあった。それが地租改正の一つの原因になったと説かれる。[25] しかし、下伊勢畑村の場合は違っていたのである。

そのうえ、明治六年（一八七三）の小割付帳からは、それまでと違って見取分を改称した大縄場分が記載された。条件の悪い耕地として、正規の年貢賦課の対象となっていなかった見取分を、正規の年貢扱いに改めたのである。そして、明治九年一一月に終えた地租改正の丈量調査は、田畑宅地を等級別に評価したが、見取とか大縄場といった格別の扱いはしなかった。表15はその結果である。全体で表7の慶応三年（一八六七）の検地の時よりも、二九町九反一畝二二歩、三八パーセントの打出になった。この打出高のほとんどは、さきにも記したように、水戸藩の検地の縄の緩みであったと理解される。

下伊勢畑村の村民は、耕地面積の増加をどう受けとめたであろ

**表15　明治９年11月丈量**

| 種類 | 面積 |
|---|---|
| 田　方 | 4町6反4畝15歩 |
| 畑　方 | 95. 5. 4. 9 |
| 宅　地 | 8. 3. 8. 21 |
| 計 | 108. 5. 7. 15 |

下伊勢畑区有文書「耕宅地々位等級下調帳」(871) より作製。

うか。この後、一二月からは等級調査に入る。それらを総合して地租額は決定されるが、面積の増加に大幅な増税を予感しなかったと、誰がいえようか。慶応三年（一八六七）以来一〇年、この村は増税と新たな負担、そして不況に悩まされ続けてきたのである。

## 七　むすび

右にみた諸事実は、多少の程度の差はあったとしても、一揆の起きた山間の特産物生産地帯に共通していたといえる。脆弱な体質をしていたこの地域の農村は、明治になって藩政府の保護を失った。そして、あいつぐ増税・諸負担に苦しんだ。そのうえ、自由競争の原理の下、国際市場にまで結び付いた村の経済は、特産物価格の下落のために、深刻な不況に陥っていた。多くの農民が没落の危機に瀕していたのである。そこに地租改正の丈量調査による大幅な打出であった。

明治九年（一八七六）九月、米価が下落したにもかかわらず、前年の高米価で計算した石代を、年末までに上納するようにとの県の指令が出された。この地域はいくら田が少ないといっても、これは農民にとって当面、重い負担となる。納期が迫るにつれて、県内各地で延納の運動が展開され、真壁郡では一揆になった。

この地域でも、一揆勢は一二月六日に石代延納願の申継が廻されたことから、急速に結集を開始した。[26] この一揆には、本橋次郎左衛門らの指導者が以前から農民の苦境を訴える運動を展開し、蜂起もやむなしと考えるようになっていた。しかし、この時、本橋は同じく不穏な様相を呈していた増井村（現常北町）の状況を窺うために、水戸にいた。[27] 一揆は指導者の思惑を越えて急速に展開したのである。石代延納願の申継の発信人は不明である。[28] 有名な八日の「徳川御用」の廻状は、大町小左衛門・岡崎新八・藤田常次が認めたもので、本橋はまだ一揆勢に合流していなかった。[29] 急速に結集し、暴徒化し、それを本橋ら指導者たちが統制し秩序づけて石塚（現常北町）まで繰り出した。そこで県の派遣した部隊と衝突して、壊滅した一揆であった。

この一揆は、その性急さのためか、正式な願書が作られた形跡がない。一揆勢の要求は何だったのであろうか。一揆勢は石代延納願を契機に集結した。これが一揆の要求の全てとはいわないが、重要な部分であったと認めてよいのであろうか。ところで、指導者の一人、小林彦衛門は一二月七日に、説諭にあたった太田警察所の取調べに対して、次のように答えている。[30]

今般石代金六分通り、一時御取立相成ルニ付テハ、銘々難渋ニ付、冬春二季ニ上納致度旨、及ヒ自己ノ意ヲ以テ、学校費・人口税・地券入費等廃止ノ儀申立ル。

小林は、一揆結集の契機となった石代延納願を述るとともに、自分の見解として、維新以来、地租改正に至る諸負担の廃止を要求している。「自己ノ意」とは断っているが、これは重要である。一揆の原因として、重要な要求であると認識していたからこそ発言したに違いない。一体、どちらがより重要な要求だったのであろうか。一方、一揆の中心的指導者であった本橋は、逮捕後の取調べでの「口供」の最初に、より具体的に次のように述懐している。[31]

自分儀、維新以来ノ形勢ヲ熟察スルニ、旧例ヲ廃シ新法ヲ設

ケ、租税並ニ民費共相増シ、一日モ生ヲ寧スル能ハス。加之、地租改正ノ仰出サレアリ。莫大ノ費用ヲ賦課セラレ、中等以下農民ニ至テハ、概ネ産ヲ破リ家ヲ亡ナイ、日々飢寒ノ苦ミニ迫リ、是レカ為ニ往事ヲ回想シ、旧藩政ヲ追慕シ、朝廷ニ対シ怨懟ヲ懐クニ至レリ。

この述懐は、本稿で分析した下伊勢畑村の現状と一致する。それは、この地域全体の窮状でもあった。この地域は、明治政府の近代化政策の矛盾が、凝縮して現象したところなのである。そして、今や地租改正の実施にあたり、農民たちは「概ネ産ヲ破リ家ヲ亡ナイ」という、没落の危機にあった。そのうえ地租改正は、「莫大ノ費用ヲ賦課」したのみならず、増税をも予感させた。一揆の要求は、何よりもこの窮状に陥った農民の救済であったはずである。そのために「徳川御用」と表現されたように、人びとを窮状に追い詰めた原因である、維新政府の地租改正に至るまでの近代化政策全体が、否定の対象になったのである。

それでは、なぜ、一揆が蜂起するにあたって、本来この問題だけではこの地域においてはあまり重要性を持たない石代延納願が、一揆結集の契機になりえたのであろうか。それには、二つの理由が考えられる。第一に、この願いは那珂一揆の直前に起きた真壁一揆においても、また不穏な状況に陥った増井村近辺においても、中心的な要求であった。那珂一揆はこの影響を受けているのである。第二に、いろいろな悪条件が積り積ったうえに、石代納の問題が発生したからである。負担を強いる不条理な県の指令に、農民たちは怒りを爆発させたに違いない。

これらの一揆の結果、明治政府は明治一〇年（一八七七）一月四日、地租を地価の三パーセントから二・五パーセントに減額した。表面、近代的な租税制度に改正しつつも、内実は近世以来の重い年貢額を継承しようとした政府の地租改正の方針は、一歩、大きく後退せざるをえなかったのである。

⑴　木戸田四郎『明治維新の農業構造』（御茶の水書房、一九六〇年）第三章商品生産の発展と富農層の形成。なお引用は同書増補版（一九七八年）一五〇頁。
⑵　全掲書、第五章「明治九年の農民一揆」。なお引用は増補版、二三四頁。
⑶　『茨城県史近現代編』（茨城県、一九八四年）。なお引用は三九、四〇頁。
⑷　『水戸市史』下巻㈠、二三九頁。水戸市役所、一九九三年。
⑸　拙稿「明治初年の茨城県の石高と人口」、また拙稿「煙草生産上伊勢畑村にみる農村荒廃」、いずれも拙著『明治維新と水戸農村』（同時代社、一九九五年）。
⑹　『茨城県史料近代政治社会編』Ⅰ　四二七、四六二、四六五頁。
⑺　同右書、四二九頁。
⑻　茨城県東茨城郡御前山村、下伊勢畑区有文書「（県庁布達留）」（かっこをつけたのは、つけ表題のため）（六五、整理番号、以下同じ）。以下、下伊勢畑区有文書が出典の場合は、特にその旨記さない。
⑼　『耕人』第七号に収載の予定。
⑽　近世の下伊勢畑村に関しては、拙稿「荒廃期水戸藩領下伊勢畑村の百姓一揆」『東京家政学院筑波女子大学紀要』第1集（一九九七年）所収を参照されたい。そのため、本節ではくわしい出典明記は、煩雑を避けるために省略する。
⑾　御前山村野田、野田区有文書「御用御触留」㈣
⑿　拙稿「幕末維新期の前田村」拙著『農村史の基礎的研究』（同時代社、一九八六年）。また拙稿「幕末期水戸近辺の不穏状況」拙著『明治維新と水戸農村』。
⒀　「下伊勢畑村酉諸願村扣帳」⑻。
⒁　「癸酉年田畠税額割付元帳」（一六九三―一）。
⒂　「乙亥租税小割賦元帳」（一六五二）。
⒃　「下伊勢畑村酉諸願村扣帳」㈧。

⒄ 木戸田前掲書増補版、八四頁。
⒅ 「明治十年村費帳」（一九五七－一）。
⒆ 明治五年「石高反別取調書上」（八四八）と明治一〇年「下伊勢畑村地租米金小割付帳「（一六五七）。
⒇ 明治一〇年の下伊勢畑村名寄帳（四一五～四一九）。以下、本段落の明治一〇年の耕地面積はこの史料による。
㉑ 天保一四年の下伊勢畑村名寄帳（三八七～三八九）。以下、本段落の天保検地直後の耕地面積はこの史料による。
㉒ 「下伊勢畠村巳田畑小割附帳」（一六四二）。以下、本段落の明治二年の持高はこの史料による。
㉓ 「常陸国茨城郡下伊勢畑村山反別名寄帳」（四〇五）。
㉔ 「茨城県下茨城郡下伊勢畑村持地名寄帳」（四一三）。
㉕ 遠山茂樹『明治維新』二七九～八一頁、岩波書店、一九五一年。
㉖ ⑹と同じ。
㉗ 『茨城県史料近代政治社会編』Ⅰ、四二六、四五九～六〇頁。
㉘ ⑹と同じ。
㉙ 『茨城県史料近代政治社会編』Ⅰ、四二九頁。
㉚ 同右書、四六六頁。
㉛ 同右書、四五八頁。